

公私立大学実験動物施設協議会教育・技術研修に関する規程

制定：平成 15 年 5 月 28 日
改正：平成 17 年 5 月 17 日
改正：平成 21 年 6 月 5 日
改正：平成 24 年 6 月 8 日
改正：平成 25 年 6 月 22 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公私立大学実験動物施設協議会（以下「協議会」という。）の事業の一環として開催される教育・技術研修（以下「研修」という。）を円滑に推進するため、研修受講資格者及びその選抜等、必要事項について定める。

(受講資格者)

第 2 条 研修受講資格者は、以下の各号に定める者とする。

- (1) 協議会会則第 2 条及び第 4 条に定める会員に所属する教員及び技術系職員。
- (2) その他、会員が特に必要と認めた者。

(受講の申請)

第 3 条 受講を希望する会員は、所定の様式（様式 1）により事前に協議会会長（以下「会長」という。）に申請する。

- 2 会長は、提出された申請書に基づいて、受講者の選抜を協議会教育・研修委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。

(受講者の選抜方法)

第 4 条 受講者の選抜は、委員会が以下の各号に掲げる基準に従って公平かつ適正に行い、その結果を会長に答申する。

- (1) 会員からの申請順位が上位の者（原則として 1 会員 1 名）。
- (2) 受講実績の少ない会員を優先する。
- (3) 定員を超える申請があるときは、前各号を考慮の上、抽選等により選抜する。

(受講者の決定と公表)

第 5 条 会長は、委員会の選抜結果の答申に基づき、受講者を決定する。

- 2 委員会委員長は、研修受講許可を申請者に通知するとともに、協議会全代議員に選抜結果を通信等の手段を用いて速やかに公表する。

(受講許可の取り消し)

第 6 条 受講者が研修運営に重大な支障を引き起こした場合は、会長は、委員会と審議の上、研修中であっても受講許可を取り消すことができる。

(修了証の交付)

第 7 条 会長は、研修修了者に修了証（様式 2）を交付する。

(研修開催に伴う経費等)

第 8 条 研修の開催に伴う消耗品、講師への旅費・謝礼等の諸経費は、原則として当該年度の協議会予算内で執行する。

- 2 講師への旅費及び謝礼等の支給は、謝礼等に関する規程に準じて行う。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 5 月 28 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 5 月 17 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 6 月 5 日より施行する。
- 4 この規程は、平成 24 年 6 月 8 日より施行する。
- 5 この規程は、平成 25 年 6 月 22 日より施行する。

公私立大学実験動物施設協議会教育・技術研修受講申請書

公私立大学実験動物施設協議会会長殿

申請者
 会員名：
 現在までの全受講実績 _____ 年度
 計 _____ 回
 代議員氏名： (印)

_____年度第_____回公私立大学実験動物施設協議会教育・技術研修に下記の者の受講を申請します。

順位	氏 名	職 名	現在までの受講実績回数
1	フリガナ ----- 男 ・ 女 (才)		回
	フリガナ ----- 男 ・ 女 (才)		
2	フリガナ ----- 男 ・ 女 (才)		回
	フリガナ ----- 男 ・ 女 (才)		
3	フリガナ ----- 男 ・ 女 (才)		回
	フリガナ ----- 男 ・ 女 (才)		

以下の欄には記入しないでください。

受付番号	受理年月日	備 考
	年 月 日	

修了証

第 号

殿

あなたは公私立大学実験動物施設協議会が主催する
平成 年度第 回研修会
「 」を
受講し修了したことを証します

平成 年 月 日

公私立大学実験動物施設協議会

会 長 ○ ○ ○ ○ ⑩

世話人 ○ ○ ○ ○

(教育・研修委員会委員長)